

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨

(はじめに)

「児童の権利宣言」(1959年)においては、児童は、「健康に発育し、かつ、成長する権利」及び「適切な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利」を有することとされており、全ての子どもについて、これらの権利が守られる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」においても、「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的な虐待を含む。)からその児童を保護する」ことが規定されています。

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった子ども等被措置児童等についても、これらの権利が守られる必要があり、施設等※は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければなりません。

しかし、子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員等が入所中の子どもに対して虐待を行うということが起きており、こうしたことは子どもの人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないことです。このため、今般、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されました(平成21年4月施行)。今後はこの枠組みに基づき取組を進めることとなります。

被措置児童等虐待防止の対策を講じるに当たっては、子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら、自立を支えるために環境を整えるとの観点を持って、取組を進めることが必要です。

このガイドラインは、「被措置児童等虐待」に着目した、都道府県・政令市・児童相談所設置市(以下単に「都道府県」とする。)が準拠すべきガイドラインとして作成したものです。各都道府県においては、このガイドラインを参考とし、都道府県内の関係者と連携して幅広く被措置児童等のための適切な支援策を推進することが求められます。

今般の制度化は、防止に向けた「枠組」を規定したものです。今後、国や都道府県の行政や施設等の関係者が協働して具体的な取組・事例を積み重ね、子どもの権利擁護を促進するための取組について、関係者間で共通認識を図りながら、対策を実効性のあるものとしていくことが必要であることを申し添えます。

※施設等～小規模住居型児童養育事業者、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を総称する。以下同じ)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、一時保護所